

行政不服審査制度検討会 最終報告

—行政不服審査法及び行政手続法改正要綱案の骨子—

平成 19 年 7 月

行政不服審査制度検討会

.....	1
.....	3
.....	3
.....	4
.....	5
.....	7
.....	8
.....	11
.....	11
.....	11
.....	13
.....	13
.....	13
.....	14
.....	15
.....	15
.....	16
.....	17
.....	17
.....	17
.....	17
.....	20
.....	22
.....	23
.....	24
.....	24
.....	24
.....	24
.....	26
.....	28

	29
	29
	29
	30
	32
	34
	35
	35
	37
	38
	41
	41
	41
	41
	42
	42
	42
	43
	44
10	45
	45
	47
	47
	49
	50
	51
	52
11	53
	53
	53
	53

.....	57
.....	58
.....	59
.....	60

はじめに

37 160

37 10 1
23 105
6

40

5 88 6
37

10 1
139

16

1

18

18 10 30 17

第1章 総則

第1 行政不服審査法の目的及び趣旨

- 1 この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立てのみちを開き、簡易迅速で公正な手続を定めることによって、国民の権利利益の救済を図り、あわせて行政の適正な運営を確保することを目的とする。
- 2 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関する不服申立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

第2 不服申立ての基本構造

1 不服申立ての種類の一元化

- (1) この法律による不服申立ては、審査請求（仮称。以下同じ。）とする。
- (2) 審査請求は、法律（条例に基づく処分については、条例を含む。）に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる場合に応じてそれぞれ当該各号に定める行政庁に対してするものとする。

ア 処分庁に上級行政庁がある場合

① 処分庁が国の行政機関であるとき

当該処分庁の上級行政庁である主任の大臣又は宮内庁長官若しくは外局若しくはこれに置かれる庁の長

② 処分庁が地方公共団体又はその機関であるとき

当該処分庁の上級行政庁である地方公共団体の長又は委員会若しくは委員

イ 処分庁に上級行政庁がない場合又は処分庁が主任の大臣若しくは宮内庁長官若しくは外局若しくはこれに置かれる庁の長である場合

当該処分庁

- (3) 行政庁の不作为については、当該不作为に係る処分を申請した者は、一定の処分をすることを求める審査請求をすることができる。この場合、上記(2)中「処分庁」とあるのは、「不作为庁」と読み替えるものとする。

2 審理の一段階化

審査請求の裁決を経た後、更に行う現行の再審査請求は廃止する。

3 不服申立ての基本構造の例外

- (1) 行政庁の処分について、法律に再調査請求（仮称。以下同じ。）をすることができる旨の定めがあるときに限り、処分庁に対し、再調査請求をすることができる。

- (2) 当該処分につき再調査請求をすることができるときは、審査請求は、再調査請求についての決定を経た後でなければ、することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

① 処分庁が、当該処分につき再調査請求をすることができる旨を教示しなかったとき。

② 当該処分につき再調査請求があった日から2箇月を経過しても、処分庁が当該再調査請求につき決定をしないとき。

③ その他再調査請求についての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(3) 上記(2)②の規定により審査請求がされたときは、当該再調査請求は、取り下げられたものとみなす。

1 不服申立ての種類の一元化

(1)

3 1

5 2

22 23 33

5 1 6 1

2

3 2

(2)

3 1 17

3

7

38

(3)

7

51 3

6

2

3

7 38

7 1(4) 38

3

2

2 審理の一段階化

(1)

8 1 1

2

3

7

17 62.5 1
5.6)
8 10 3
(2)

3 不服申立ての基本構造の例外

1 2

8 41

2

9

8 1

第3 不服申立人適格及び処分についての不服申立てに関する一般概括主義
 行政庁の処分（この法律に基づく処分を除く。）に不服がある者は、この法律の定めるところにより、審査請求をすることができる。ただし、法律に審査請求をすることができない旨の定めがある処分については、この限りでない。

1 不服申立人適格

4 1

9

53 3 14

32 2 211

9 2 16

19

17 12 7

59 10 2645

)

9

2 一般概括主義

4 1

1 4
5 7
(
8 11) 3 54 55
4 1

第2章 審査請求期間及び標準審理期間等

第1 審査請求期間

- 1 審査請求は、処分があったことを知った日から3箇月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 2 審査請求は、処分の日から1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

1 主観的審査請求期間

(1)

60

14 1

6

60 3

(2)

6

3

14 1

6

6

14 1

6

252

253

3

(3)

3

3

3

(4)

2 客觀的審查請求期間

1

第2 標準審理期間及び審理状況に関する説明

1 標準審理期間

審査庁は、審査請求がされてから裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、審査庁における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

2 審理状況に関する説明

審理員は、審査請求人の求めに応じ、当該審査請求に係る審理の進行状況及び当該審査請求に対する裁決の時期の見通しを示すよう努めなければならない。

1 標準審理期間

(1)

6

(2)

()

()

6 34

()

()

(3)

2

2 審理状況に関する説明

3 1 17

第3章 審査請求の審理手続

第1 審理員

- 1 本章に規定する審査請求の審理は、審理員が行う。
- 2 審理員の指名
 - (1) 審理員は、審査庁が、公正かつ適正に当該事件の審理を行うことのできる者の中から指名する。
 - (2) 審査庁は、審理員の指名の基準を定め、これを審査庁における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。
 - (3) 上記(2)の指名の基準においては、処分に関する手続に関与した者以外の者の中から審理員を指名することその他必要な事項が定められていなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、審査庁は、その理由及び処分に関する手続に関与した者の中から審理員を指名することその他必要な事項を定めることができる。
- 3 審理員は、審査請求が国民の権利利益の救済を図る制度であることを踏まえ、処分の違法及び不当について、必要な審理を尽くすものとする。
- 4 審査庁は、不当な影響により審理員による公正かつ適正な審理が妨げられることがないよう配慮しなければならない。

1 審理員の意義

25

33

2 審理員の指名条件

- (1)

(2)

.....

19 2

(3)

(4) 9 42

(5)

3 審理員及び審査庁の責務

1 1

第2 審理手続の内容

1 口頭意見陳述

(1) 審査請求の審理は、原則として書面によるが、審査請求人又は参加人の申立てがあつたときは、審理員は、審査請求の趣旨及び理由（審査請求の適法要件を含む。）に関し、申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、申立人の出頭が困難であるなど口頭意見陳述を実施しないことについて相当な理由があるときは、この限りでない。

(2) 審理員は、審査請求人、参加人及び処分庁（以下「審理関係者」という。）の意見を聴いて、口頭意見陳述の日時及び場所を指定することができる。

(3) 審査請求人は、口頭意見陳述において、審理員の許可を得て、処分の内容及び理由に関し、処分庁に対し質問を発することができる。

審理員は、審理関係者に対し、釈明を求めることができる。

審理員は、口頭意見陳述を公正かつ適切に行うために、必要な措置を採ることができる。

2 上記のほか、審査請求人のための手続保障等に配慮し、現行行審法と同様、以下の審理手続についての申出を審査請求人及び参加人に認める。

① 証拠書類又は証拠物の提出

② 参考人の陳述の要求

③ 鑑定 の 要求

④ 物件の提出要求

⑤ 検証

⑥ 審査請求人又は参加人の審尋

3 審理員は、処分庁に対し、処分の内容、処分の根拠となる法令の条項、処分の原因となる事実その他処分の理由を明らかにする資料であつて処分庁が保有するものの全部又は一部の提出を求めることができる。

また、処分庁は、次に掲げる書面を所持するときは、これを審理員に提出しなければならない。

① 行政手続法第24条所定の聴聞調書及び報告書

② 同法第29条第1項所定の弁明書

4 審理員は、審理関係者に対し、相当の期間を定めて、主張書面及び証拠書類等の提出を求めることができる。この場合、審理関係者は、その期間内にこれを提出しなければならない。

5 審理関係者は、審理を計画的かつ迅速に行うことができるよう、審理において、相互に協力するとともに、その実施に関し、審理員に進んで協力しなければならない。

1 書面主義及び口頭意見陳述

(1)

25 1

(2)

(3)

(4)

2 審理手続の内容

26

30

3 処分庁の資料・書面の提出義務

23

2

24

29

1

4 審理の計画的進行

26

第3 争点及び証拠の整理

- 1 審理員は、審理すべき事項が多数であり又は錯そうしているなど事件が複雑であることその他の事情によりその適正かつ迅速な審理を行うため必要があると認めるときは、争点及び証拠の整理を行うものとする。
- 2 審理員は、審査請求人及び処分庁の意見を聴いて、争点及び証拠の整理を行う日時を指定し、審理関係者に、審理員の指定する場所に出頭して若しくは音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって陳述させ、又は書面を提出させる（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う場合も含む。）などの方法により、争点及び証拠の整理を行うものとする。

審査請求人は、審理員の許可を得て、処分内容及び理由に関し、処分庁に対し質問を発することができる。

- 3 審理員は、争点及び証拠の整理を行ったときは 次に掲げる事項を審理関係者に明示し、審理の計画的な進行を図るものとする。
 - ① 口頭意見陳述、参考人の陳述、鑑定、検証、審査請求人又は参加人の審尋等の審理を行う日時
 - ② 主張書面、証拠書類、証拠物その他物件の提出期限
 - ③ 審理手続の終結予定時期

第4 証拠書類等の閲覧

審査請求人又は参加人は、審理員に対し、処分の違法又は不当の判断に必要な審理員が所持する証拠書類等の閲覧を求めることができる。この場合において、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、閲覧を拒むことができる。

33 2

15 58 14

第4章 執行停止

- 1 審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。
- 2 審理員は、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、審査請求人の申立てにより、審査庁に対し、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置（以下「執行停止」という。）をすべき旨の意見をすみやかに提出しなければならない。ただし、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき又は本案について理由がないとみえるときは、この限りでない。
- 3 審理員は 上記2に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては 損害の回復の困難の程度を考慮するものとし 損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案するものとする。
- 4 審理員は、本法の目的が簡易迅速な手続により国民の権利利益の救済を図るものであることを踏まえ、審査請求人の救済を必要とする事情等を考慮して必要があると認めるときは 審査請求人の申立てにより又は職権で、審査庁に対し、執行停止をすべき旨の意見を提出することができる。
- 5 上記2又は4の場合において、審査庁は、審理員の意見を相当と認めるときは、すみやかに、決定をもって、執行停止をしなければならない。ただし、処分庁又は処分庁の上級行政庁以外の審査庁は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止以外の措置をすることはできない。
- 6 上記5の場合において、処分の効力の停止は、処分の効力の停止以外の措置によって目的を達することができるときは、することができない。

1 手続

2 要件

2

4

25 4

3 仮の義務付け

7 38

37 5

第5章 審理員による審理手続の終結

- 1 審理員は、審理手続を終結したときは、なされるべき裁決に関する意見書（以下「審理員意見書」という。）を事件記録とともに審査庁に提出しなければならない。
- 2 審理員は、審理を終結した後、すみやかに、審理関係者に対し、審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期を通知しなければならない。
上記の予定時期を変更するときは、審理員は、新たな提出予定時期を審理関係者に通知しなければならない。
- 3 審査庁は、審理員意見書及び事件記録に基づき、裁決をするものとする。
- 4 審査庁は、審理員意見書に記載された意見と異なる裁決をするために必要と認めるときは、補充の調査をすることができる。
- 5 裁決書においては、理由を付すとともに、審理員意見書を添付するものとする。

3 1 17

第6章 意見送付・調査審議

1 意見送付手続

審査庁（国の行政機関又は地方公共団体若しくはその機関に限る。）は、審査請求人の申出があるときには、次に掲げる場合を除き、審理員意見書及び審査庁の意見書を、後記第9章（42頁）の審査会等に提出しなければならない。

- ① 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- ② 裁決で、審査請求の全部を認容するとき。
- ③ 法律（条例に基づく処分については、条例を含む。）に特別の定めがあるとき。

2 審査会等の調査審議手続

(1) 審査会等は、上記1の各意見書の提出を受けた場合において、審査請求に係る事件が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、後記(2)及び(3)に定める調査審議を行い、審査庁に対し、なされるべき裁決に関する意見（以下「審査会等の意見」という。）を述べるものとする。ただし、当該事件が①又は②に該当する場合において、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営の確保の観点から、審査会等が調査審議を必要としないと認めるときは、この限りでない。

- ① 行政手続法第13条第1項第1号イないしハに掲げる処分に対する審査請求に係る事件
- ② 同法第2条第3号所定の申請に対する拒否処分のうち、名あて人の資格又は地位の付与に関する事件
- ③ 同条第8号ロ所定の審査基準又は同号ハ所定の処分基準の法令適合性に関わる事件その他行政運営上の重要な事項を含むものと認められる事件

(2) 審査会等は、審査請求に係る事件に関し、審理関係者に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

審査会等は、必要があると認めるときは、審査庁に対し更に審理すべき点を指示して審理手続の再開を求めることができる。

(3) 審査会等は、審理関係者から申立てがあったときは、当該審理関係者に

口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会等が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(4) 審査会等は、審査会等の意見を述べないときは、その旨、審査庁に通知する。

3 審査会等からの通知と裁決との関係

審査庁は、審査会等から、審査会等の意見又はその意見を述べない旨の通知を受けた後に、すみやかに、裁決をするものとする。

この場合、裁決書においては、理由を付すとともに、審理員意見書及び審査会等の意見書を添付するものとする。

1 第三者機関が審理に関与する必要性

9 42

2 意見送付・調査審議の手続

(1)

(2)

	13	1	1
2	3		
8			

(3)

(4)

3 審査会等からの通知と裁決との関係

第7章 裁決（認容裁決の態様）

1 処分庁の上級行政庁が審査庁である場合

- (1) 処分（事実行為を除く。）についての審査請求が理由があるときは、審査庁は、裁決で、当該処分の全部又は一部を取り消す。
- (2) 事実行為についての審査請求が理由があるときは、審査庁は、処分庁に対し当該事実行為の全部又は一部を撤廃すべきことを命ずるとともに、裁決で、その旨を宣言する。
- (3) 上記(1)又は(2)の場合において、審査庁は、裁決で当該処分を変更し、又は処分庁に対し当該事実行為を変更すべきことを命ずるとともに裁決でその旨を宣言することもできる。ただし、審査請求人の不利益に当該処分を変更し、又は当該事実行為を変更すべきことを命ずることはできない。
- (4) 法令に基づく申請に係る一定の処分をすることを求める審査請求に対し、当該申請に係る処分をしないことが違法又は不当と認められるときは、審査庁は、処分庁に一定の処分をすべき旨を命ずるとともに、裁決で、その旨を宣言することができる。ただし、審査庁は、審理の状況その他の事情を考慮して、当該申請に対する何らかの処分をすべきことを命ずる裁決をすることがより迅速な争訟の解決に資すると認めるときは、その旨の裁決をすることができる。
- (5) 法令に基づく申請により求められた許認可等を拒否する処分がされている場合、審査庁は、上記(4)本文の裁決をするに当たり、この処分を取り消さなければならない。

2 処分庁が審査庁である場合

- (1) 処分（事実行為を除く。）についての審査請求が理由があるときは、審査庁は、裁決で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又は当該処分を変更する。
- (2) 事実行為についての審査請求が理由があるときは、審査庁は、当該事実行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更するとともに、裁決で、その旨を宣言する。
- (3) 審査庁は、上記(1)又は(2)の場合において、審査請求人の不利益に当該処分を変更し、又は当該事実行為を変更することはできない。

(4) 法令に基づく申請に係る一定の処分をすることを求める審査請求に対し、当該申請に係る処分をしないことが違法又は不当と認められるときは、審査庁は、一定の処分をするとともに、裁決で、その旨を宣言することができる。法令に基づく申請により求められた許認可等を拒否する処分がされている場合、審査庁は、この裁決をするに当たり、この処分を取り消さなければならない。

3 上記1及び2以外の審査庁である場合

(1) 処分（事実行為を除く。）についての審査請求が理由があるときは、審査庁は、裁決で、当該処分の全部又は一部を取り消す。

(2) 事実行為についての審査請求が理由があるときは、審査庁は、処分庁に対し当該事実行為の全部又は一部を撤廃すべきことを命ずるとともに、裁決で、その旨を宣言する。

2 3

,

1(4)

2(4)

1(5) 2(4)

1(4)

40 1 2

第8章 再調査請求の手続

- 1 再調査請求は、処分があったことを知った日から3箇月を経過したときは、することができない。
- 2 標準審理期間及び審理状況に関する説明に関する審査請求の規定は、再調査請求に準用する。
- 3 再調査請求の審理手続は、主張書面又は証拠書類等の提出、口頭意見陳述及び執行停止に関する審査請求の規定を準用する。

1 再調査請求期間

		2	1	13
45		60	3	

2 標準審理期間及び審理状況に関する説明

2	2	15
---	---	----

3 審理手続

1	2	3	4
---	---	---	---

第9章 審査会等

1 国における行政不服審査会

この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を調査審議するため、各府省の分野を横断して審理する統一的な合議制の機関として、優れた識見を有する委員で構成される行政不服審査会を置く。

2 地方公共団体における審議会その他の合議制の機関

この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を調査審議するため、地方公共団体は、条例で定めるところにより、優れた識見を有する委員で構成される審議会その他の合議制の機関（本法で行政不服審査会と合わせて「審査会等」という。）を置く。

3 専門委員

審査会等は、必要があると認めるときは、専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関与させることができる。

1 審査会等の設置

6 34

2 国における行政不服審査会

(1)

(2) (1)

(1)

(1)

3 地方公共団体における審議会その他の合議制の機関

4 專門委員

第10章 行政手続法の改正

行政手続法の一部を改正して以下の制度を設ける。

第1 一定の処分を求める申出

- 1 書面で具体的な事実を摘示して一定の処分を求める申出（行政手続法第2条第3号に規定する「申請」を除く。）があったときは、当該処分に係る行政庁は、当該処分の根拠となる法令に照らし必要と認めるときは、当該処分をするなど適当な措置を採らなければならない。
- 2 上記1の適当な措置を採ったときは、行政庁は、すみやかに、その旨を当該申出をした者に通知しなければならない。

2

2 3

,

2 3

第2 行政指導に対する是正の申出

1 要件

- (1) 行政指導の相手方は、当該行政指導が、その根拠が法令に定められており、当該法令に違反する行為の是正を求める内容であって、かつ、当該法令の要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導に携わる者の属する行政機関の長に対し、当該行政指導の是正を申し出ることができる。
- (2) 行政指導の相手方は、許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する行政機関が、当該権限を行使することができない場合において、当該行政指導に携わる者から、当該権限を行使し得る旨を示され、行政指導に従うことを余儀なくされようとしているとき又は余儀なくされたときは、当該行政機関の長に対し、当該行政指導の是正を申し出ることができる。
- (3) 上記(1)又は(2)に基づく是正の申出は、行政手続法第35条第1項に規定する事項を記載した書面を添付して、書面(以下「是正申出書」という。)を提出してしなければならない。ただし、同条第2項に基づき書面の交付を求めたにもかかわらず、その交付を受けられなかったときは、その旨を是正申出書に記載すれば足りる。

2 申出に対する調査、是正及び通知

- (1) 上記1に基づく適法な是正の申出があったときは、行政機関の長は、当該行政指導について必要と認める調査をしなければならない。
- (2) 是正の申出が理由があるときは、行政機関の長は、当該行政指導の撤廃、変更その他適当な措置を採るとともに、是正申出人に対し、その旨を通知する。

1 救済を必要とする類型

(1)

(2)

34

48

(3)

35

35 2

2 要件

(1)

2

6

35 1

) ,

2

(2)

2 6
35 1
2

1(2) 48

(3)

3 申出に対する調査手続

4 申出に対する是正及び通知

(1)

(2)

5 地方公共団体との関係

46

第11章 その他

1 施行期日

	34	6	
	3		16
	1		
		2	

2 関係法令の扱い

3 行政指導以外の事実行為及び行政上の契約等

(1)

()

()

()

(2)

41 1

(3)

(4)

300

600

(1)

(2)

(3)

18 10 30
17:00 18:30

18 11 28
9:00 11:00

18 12 25
16:00 18:00

19 1 16
9:30 11:30

19 1 30
10:00 12:00

19 2 13
10:00 12:00

18 2 27
10:00 12:00

19 3 13 ()
10:00 12:00

19 3 29 ()
14:00 17:00

10
19 4 24
16:15 19:00

11
19 4 25
9:30 12:00

12

19 5 9
16:00 19:00

13

19 5 10
10:00 12:00

14

19 5 29
9:00 12:00

15

19 6 7
14:00 17:00

16

19 6 27
9:00 12:00

17

19 7 9
10:00 12:00